

長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、家庭から排出される生ごみの減量化及び再資源化の推進を図るため、生ごみ自家処理機器（第2第1号に規定する生ごみ自家処理容器及び同第2第2号に規定する電動（手動）生ごみ処理機をいう。以下同じ。）を購入し、及び設置した者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象経費)

第2 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 家庭から発生する生ごみを一定期間堆積することにより堆肥化させ、自家処理を可能とさせる機能を持つ生ごみ自家処理容器を購入する経費
- (2) 家庭から発生する生ごみを電動若しくは手動によりかくはん又は加熱をし、減量又は堆肥化を可能とさせる機能を持つ電動（手動）生ごみ処理機を購入する経費

(補助金の交付対象者)

第3 補助金の交付対象となる者は、購入し、及び設置した生ごみ自家処理機器を自己の用に供する者（個人に限る。）とする。ただし、次に掲げる要件を全て満たす者に限る。

- (1) 市内に居住し、かつ、住所を有すること。
- (2) 市内に生ごみ自家処理機器を設置する者であること。
- (3) その属する世帯が生ごみ自家処理機器の購入に関してこの要綱に定める補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(補助金の額等)

第4 生ごみ自家処理容器に係る補助金の額は、第2第1号に掲げる経費の額とし、3,000円を限度とする。ただし、1世帯当たり1個分に対する補助金の額を限度とする。

2 電動（手動）生ごみ自家処理機に係る補助金の額は、第2第2号に掲げる経費の3分の1以内の額とし、3万円を限度とする。ただし、1世帯当たり1台分に対する補助金の額を限度とする。

3 補助金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付条件)

第5 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ自家処理機器を適正に維持管理するとともに、減量した生ごみを適正に処理しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6 規則第3条に規定する申請書は、長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、生ごみ自家処理機器の購入に係る領収書の写

し（生ごみ自家処理機器の名称、数量及び購入者の氏名が確認できるものに限る。）とする。

- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、生ごみ自家処理機器を購入した日の属する年度の3月31日までとする。

（補助金の交付請求）

第7 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金交付請求書（様式第2号）によるものとする。

（補則）

第8 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成5年4月20日告示第77号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。

（長野市ごみ分別収集モデル地区における生ごみ自家処理容器設置報奨金交付要綱の廃止）

- 2 長野市ごみ分別収集モデル地区における生ごみ自家処理容器設置報奨金交付要綱（平成4年長野市告示第211号）は、廃止する。

附 則（平成5年9月28日告示第181号）

この要綱は、告示の日から施行し、平成5年度分の補助金から適用する。

附 則（平成8年5月9日告示第111号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金交付要綱の規定は、平成8年度分の補助金から適用する。

附 則（平成11年4月9日告示第129号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金交付要綱の規定は、平成11年度分の補助金から適用する。

附 則（平成15年4月21日告示第227号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金交付要綱の規定は、平成15年度分の補助金から適用する。

附 則（平成18年3月16日告示第107号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金交付要綱の規定は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則（平成20年3月28日告示第116号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金交付要綱の規定は、平成20年度分の補助金から適用する。

附 則（平成24年7月1日告示第500号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金交付要綱の規定は、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則（平成25年8月9日告示第597号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成26年4月2日告示第193号）

この要綱は、平成26年6月1日から施行し、改正後の長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金交付要綱の規定は、平成26年度分の補助金から適用する。

附 則（平成27年3月20日告示第125号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年長野市告示第245号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金交付要綱の規定は、平成28年6月1日以後に交付の申請が行われる補助金について適用し、同日前に交付の申請が行われた補助金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年長野市告示第219号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成31年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の長野市生ごみ自家処理機器購入費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に交付の申請が行われる補助金について適用し、同日前に交付の申請が行われた補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。